

2020年8月3日

会社法第791条第1項第1号に定める事後備置書類  
(吸収分割に関する事後備置書類)

東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
三菱地所株式会社  
執行役社長 吉田 淳一

三菱地所株式会社(以下「当社」といいます。)と株式会社エンゼルフォレストリゾートトゥレ(以下「承継会社」といいます。)は、2020年2月25日付吸収分割契約書に基づき、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を実施しました。

本件吸収分割に際して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)  
2020年8月1日
  
2. 吸収分割会社における手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
  - (1) 会社法第784条の2(吸収合併等をやめることの請求)の規定による手続の経過について  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
  - (2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
  - (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について  
当社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
  - (4) 会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続の経過について  
当社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに当社定款第5条に基づき、債権者に対し、2020年3月3日付で官報において公告を行うと共に、2020年3月9日付

で電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 796 条の 2 但書の適用があるため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに実施されたものであり、会社法第 797 条第 1 項但書に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2020 年 3 月 3 日付で官報において公告を行うと共に、2020 年 3 月 10 日付で日刊工業新聞において公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2020 年 8 月 1 日をもって、当社からリゾートパーク伊豆あたがわ及びこれに関連する事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：概算 2,701 百万円

承継負債の額：概算 0 百万円

ただし、雇用契約は継承しておりません。また、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものです。

5. 吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 8 月 3 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上